

# 令和6年度 市民税・県民税申告の手引き

○令和5年1月1日から12月31日までの所得と控除について申告してください。

【提出期限】令和6年3月15日（金）

○申告の際にはマイナンバーの記載 + 本人確認書類（写し可）が必要です。

## 市民税・県民税の申告をする必要がある人

令和6年1月1日現在、幸手市内に住所を有する人

※ただし次の①から④のいずれかに該当する人は、市民税・県民税の申告をする必要はありません。

- ① 令和5年分の確定申告（所得税及び復興特別所得税）を行う人
- ② 収入「公的年金等」のみの人
- ③ 勤務先において年末調整をしていて、他に収入がない人
- ④ 昨年中に収入がなかった人

※②又は③に該当する人で、社会保険料控除、生命保険料控除、扶養控除、医療費控除等を受ける場合は、申告書を提出してください。  
 ※国民健康保険に加入している人は、④の収入がない人に該当しても、保険税の算定等で申告が必要な場合があります。（※別紙「保険年金課からのお知らせ」をご覧ください。）

## 郵送で申告する人（申告会場混雑緩和のため郵送提出にご協力ください）

- 次の説明や別紙の【記載例】、【『市民税・県民税申告書』記入の注意点】を参考に記入してください。
- 『市民税・県民税申告書』の内容に記入漏れがないかご確認のうえ、次に記載されている必要書類を必ず添付してください。また、郵送する際は、同封の返信用封筒をご利用ください。（切手不要）

収入・控除の内容		★【必要書類】
収入	給与収入がある	給与所得の源泉徴収票（複数ある場合はすべて）
	年金収入がある	公的年金等の源泉徴収票（複数ある場合はすべて）
	事業（営業等・農業）、不動産所得がある	事業（営業等・農業）所得、不動産所得の収支内訳書（記入済みのもの）
	上記他、右表の「■収入の内容」の収入がある	各収入の支払証明書、資料など
控除	社会保険料控除を受ける	国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険の領収書又は控除証明書、国民年金等の領収書又は控除証明書
	生命保険料控除を受ける	生命保険（一般生命保険、介護医療保険、個人年金保険）の控除証明書
	地震保険料控除を受ける	地震保険の控除証明書
	障害者控除を受ける	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、市が発行する障害者控除対象者認定書など（郵送の場合はコピーを添付）
	勤労学生控除を受ける	学生証（郵送の場合はコピーを添付）
	医療費控除を受ける	・医療費控除の明細書（記入済みのもの）※用紙は税務課窓口にあります。また、市ホームページ（ <a href="https://www.city.satte.lg.jp/">https://www.city.satte.lg.jp/</a> ）からダウンロードすることもできます。 ・医療費通知の原本（医療費控除の明細書「1医療費通知に記載された事項」に記入した場合）
	セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）の適用を受ける	セルフメディケーション税制の明細書（記入済みのもの）※一定の取組（予防接種、定期健康診断、特定健康診査等）を行ったことを明細書に必ず記載、もしくは証明する書類を添付（コピー可）

○以下に関する場合は、申告書に必ず記入してください。

- ・扶養控除を受ける場合は、配偶者や扶養親族の氏名等を記入してください。  
 ※源泉徴収票等に記載された扶養親族を外したい場合は、「〇〇を扶養から外す」と、申告書の裏面下部「※税務課記入欄」へ記入してください。
- ・障害者控除を受ける場合は、氏名・障害の程度等を記入し、それを証明する書類を添付してください。
- ・寡婦控除・ひとり親控除を受ける場合は、該当の□に✓してください。

市民税・県民税申告書の送付先：幸手市役所 税務課 市民税担当（同封の返信用封筒をご利用ください）

TEL 0480-43-1111（内線 133・134・4402）

## 申告書の記載内容

【1 収入金額等、2 所得金額】

種類		■収入の内容（「1 収入金額等」に記入）	所得の計算方法（「2 所得金額」に記入）
事業	営業等	ア 小売業、外交員、大工、家内労働、自由職業などによる収入	① アの収入金額－必要経費
	農業	イ 農産物の生産、果実の栽培、農家が経営する家畜の飼育などによる収入	② イの収入金額－必要経費
不動産	ウ	土地・建物などの賃貸などから生ずる収入	③ ウの収入金額－必要経費
利子	エ	国外で支払われる預金等の利子などによる収入	④ エの収入金額＝所得金額
配当	オ	株式などの配当による収入	⑤ オの収入金額－必要経費
給与	カ	給料・賞与などの収入	⑥ 【別表1】参照
雑	公的年金等	キ 国民年金・厚生年金・共済年金などの収入	⑦ 【別表2】参照
	業務	ク 原稿料、印税、講演料、シルバー人材センター配分金など、雑所得の業務（副業）に係る収入	⑧ クの収入金額－必要経費
	その他	ケ 生命保険等の年金（個人年金）などの収入	⑨ ケの収入金額－必要経費
総合譲渡	短期	コ 車両、機械、ゴルフ会員権などの資産を譲渡したことによる収入	⑩ コの収入金額－（取得費＋譲渡費） － 特別控除（最高50万円） 【サの収入金額－（取得費＋譲渡費） － 特別控除（最高50万円）】×1/2 【シの収入金額－必要経費 － 特別控除（最高50万円）】×1/2
	長期	サ (短期)所有期間が5年以下→申告書裏面10のイ参照 (長期)所有期間が5年超 →申告書裏面10のロ参照	
一時	シ	賞金、競馬等の払戻金、生命保険満期金などの一時的収入 →申告書裏面10のハ参照	

【別表1】給与（給与収入から給与所得の求め方）

給与収入の合計額	給与所得
550,999円以下	0円
551,000円～1,618,999円	給与収入－550,000円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円～1,799,999円	A×2.4＋100,000円
1,800,000円～3,599,999円	A×2.8－80,000円
3,600,000円～6,599,999円	A×3.2－440,000円
6,600,000円～8,499,999円	給与収入×0.9－1,100,000円
8,500,000円～	給与収入－1,950,000円
A＝収入金額を4で割り1,000円未満の端数を切り捨てた値	

【別表2】公的年金等（年金収入から年金所得の求め方）

年齢	年金収入の合計額	年金所得※
S34. 1. 2 以降に 生まれた人 65歳未満	1,299,999円以下	年金収入－600,000円
	1,300,000円～4,099,999円	年金収入×0.75 － 275,000円
	4,100,000円～7,699,999円	年金収入×0.85 － 685,000円
	7,700,000円～9,999,999円	年金収入×0.95 － 1,455,000円
S34. 1. 1 以前に 生まれた人 65歳以上	10,000,000円以上	年金収入－1,955,000円
	3,299,999円以下	年金収入－1,100,000円
	3,300,000円～4,099,999円	年金収入×0.75 － 275,000円
	4,100,000円～7,699,999円	年金収入×0.85 － 685,000円
	7,700,000円～9,999,999円	年金収入×0.95 － 1,455,000円
	10,000,000円以上	年金収入－1,955,000円

(1) 給与収入850万円超の人  
 (2) 給与所得と公的年金等の雑所得の両方がある人  
 →別紙の『市民税・県民税申告書』記入の注意点の内容も確認してください。

※【別表2】公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が1,000万円以下：上記の計算結果のまま  
 1,000万円超2,000万円以下：年金収入から引く金額を100,000円引き下げる  
 2,000万円超：年金収入から引く金額を200,000円引き下げる

※控除については裏面をご確認ください。

**【3 所得から差し引かれる金額に関する事項、4 所得から差し引かれる金額】**

種類	控除の内容
⑬ 社会保険料控除	国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険、国民年金その他の健康保険料などの社会保険料について記入します。
⑭ 小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済法の共済契約掛金(旧第2種共済契約を除く)、確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金若しくは個人型年金加入者掛金又は心身障害者扶養共済掛金について記入します。
⑮ 生命保険料控除【別表3】	受取人があなたや配偶者その他の親族である一般生命保険・介護医療保険に支払った保険料や掛金、受取人があなたや配偶者である個人年金保険に支払った保険料や掛金のうち分配金等を除いた分について計算します。
⑯	新契約(平成24年1月1日以降に契約した一般生命保険、介護医療保険、個人年金保険)と旧契約(平成23年12月31日以前に契約した一般生命保険、個人年金保険)で、控除額の計算方法が異なります。(最高7万円)
⑰ 地震保険料控除【別表4】	住宅や家財等の資産についての地震保険に支払った保険料や平成18年12月31日までに締結した長期損害保険料(契約期間が10年以上でかつ満期返戻金があるもので、変更契約をしていないもの)について計算します。(最高2万5千円)
⑱ 寡婦控除【別表5】	次のいずれかに該当する場合(住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」と記載のある人は対象外) ① 夫と死別後、婚姻していない人又は夫が生死不明な人で、合計所得金額が500万円以下の人 ② 夫と離婚後、婚姻していない人で、扶養親族(他の者の同一生計配偶者や扶養親族とされている人を除きます。)を有し、合計所得金額が500万円以下の人
⑲ ひとり親控除【別表5】	あなたの性別や婚姻歴にかかわらず、現に婚姻していない人又は配偶者が生死不明な人で、総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子(他の者の同一生計配偶者や扶養親族とされている人を除きます。)を有し、合計所得金額が500万円以下の人(住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」と記載のある人は対象外)
⑳ 勤労学生控除	学生で、合計所得金額が75万円以下で、そのうち給与所得以外の所得の合計が10万円以下の場合に26万円の控除を受けることができます。
㉑ 障害者控除【別表6】	あなたやあなたの同一生計配偶者その他の扶養親族が障害者の場合に記入します。 ※特別障害者に該当し、あなた又はあなたの配偶者、若しくはあなたと生計を一にするその他の親族のいずれかと同居している場合は23万円の控除額が加算されます。
㉒ 配偶者控除【別表7】	あなたの合計所得金額が1,000万円以下で生計を一にしている配偶者(事業専従者を除く)の合計所得金額が48万円以下の場合、あなたの所得金額に応じて一定の控除を受けることができます。なお、配偶者が70歳以上(昭和29年1月1日以前に生まれた人)の場合は控除額が異なります。
㉓ 配偶者特別控除【別表8】	あなたの合計所得金額が1,000万円以下で生計を一にしている配偶者(事業専従者を除く)の合計所得金額が48万円超133万円以下の場合、あなたと配偶者の所得金額に応じて一定の控除を受けることができます。
㉔ 扶養控除【別表9】	生計を一にしている親族(事業専従者を除く)の合計所得金額が48万円以下の場合、扶養控除を受けることができます。※控除対象外の年少扶養親族(16歳未満:平成20年1月2日以降に生まれた人)を有する場合には申告書の所定の欄(㉔扶養控除欄の下欄)に氏名等を記入します。※年齢30歳以上70歳未満の国外居住親族の扶養控除は、「留学により住所及び居所を有しなくなった者」「障害者」「あなたからその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者」のいずれかに該当する場合に限りです。
㉕ 基礎控除【別表10】	あなたの合計所得金額が2,400万円以下の場合に43万円の控除を受けることができます。あなたの合計所得金額が2,400万円超2,500万円以下の場合、所得金額に応じて控除額が減額され、合計所得金額が2,500万円超の場合は控除額が0円(適用なし)となります。
㉖ 雑損控除	災害や盗難等により、住宅や家財等に損害を受けた場合に控除を受けることができます。損失金額は、損失の生じた日における時価によって評価します。
㉗ 医療費控除【別表11】	あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費について計算します。(最高200万円 ※セルフメディケーション税制を選択の場合は最高8万8千円)

**【別表3】生命保険料控除(一般生命保険、介護医療保険、個人年金保険) 最高70,000円**

○ 新契約(平成24年1月1日以降に契約した一般生命保険、介護医療保険、個人年金保険)

支払った保険料	控除額	支払った保険料	控除額
12,000円以下	全額	32,001円～56,000円	支払額×1/4+14,000円
12,001円～32,000円	支払額×1/2+6,000円	56,001円以上	一律28,000円

○ 旧契約(平成23年12月31日以前に契約した一般生命保険、個人年金保険)

支払った保険料	控除額	支払った保険料	控除額
15,000円以下	全額	40,001円～70,000円	支払額×1/4+17,500円
15,001円～40,000円	支払額×1/2+7,500円	70,001円以上	一律35,000円

※ 一般生命保険、介護医療保険、個人年金保険の区分ごとに控除額を計算してから、それらの控除額を合計します。一般生命保険と個人年金保険で、新契約と旧契約の両方の適用を受ける場合には、新契約と旧契約で別々に控除額を計算してから合計します。その場合の限度額は28,000円です。

**【別表4】地震保険料控除 最高25,000円**

種類	支払った保険料	控除額
① 地震保険料	支払額×1/2(最高25,000円)	
② 旧長期損害保険料	5,000円以下	全額
	5,001円～15,000円	支払額×1/2+2,500円
	15,001円以上	一律10,000円

地震保険料と旧長期損害保険料の両方がある場合の控除額は①と②の合計です。(最高25,000円)  
※ただし、旧長期損害保険に地震保険を付けた契約については、控除額を合計することができません。

**【別表6】障害者控除**

区分	対象	控除額
普通障害	身体障害者手帳3～6級、療育手帳B・C、精神障害者保健福祉手帳交付者など	26万円
特別障害	身体障害者手帳1・2級、療育手帳(A)・A、精神障害者保健福祉手帳1級交付者など	30万円
同居特別障害	特別障害者に該当し、あなた又は配偶者若しくは生計を一にする親族のいずれかと同居している人	53万円

**【別表7】配偶者控除**

配偶者の区分 (合計所得金額が 48万円以下)	控除額		
	申告者の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
控除対象配偶者 (70歳未満)	33万円	22万円	11万円
老人控除対象配偶者 (70歳以上)	38万円	26万円	13万円

**【別表8】配偶者特別控除**

配偶者の合計所得金額	控除額		
	申告者の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
48万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円
100万円超105万円以下	31万円	21万円	
105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円

**【別表9】扶養控除**

区分	控除額
一般扶養親族:特定扶養親族、老人扶養親族及び年少扶養親族(平成20年1月2日以降に生まれた人)以外の人	33万円
特定扶養親族:平成13年1月2日から平成17年1月1日までに生まれた人(19～22歳)	45万円
老人扶養親族(70歳以上)	同居老親:あなた又は配偶者の直系尊属で、あなた又は配偶者と同居している人 45万円
昭和29年1月1日以前に生まれた人	その他:同居老親に該当しない人 38万円

**【別表10】基礎控除**

申告者の合計所得金額	2,400万円以下	2,400万円超 2,450万円以下	2,450万円超 2,500万円以下	2,500万円超
基礎控除額	43万円	29万円	15万円	0円

**【別表11】医療費控除(『医療費控除の明細書』の添付が必要です。領収書はご自宅で保管してください。)**

○ 医療費控除 最高200万円

総所得金額等	控除額
200万円以上	(支払った医療費－保険金などで補てんされる金額)－(10万円)
200万円未満	(支払った医療費－保険金などで補てんされる金額)－(総所得金額等の5%)

○ セルフメディケーション税制(医療費控除の特例) 最高88,000円

控除額	※従来の医療費控除とセルフメディケーション税制の併用はできません。どちらか一方のみの適用となります。
(支払ったスイッチOTC医薬品の購入費用－保険金などで補てんされる金額)－(1万2千円)	

※申告義務、必要書類、収入等については表面をご確認ください。

申告書（表面）前年中収入があった人

記載例

令和6年度 市民税 申告書

幸手市長あて	現住所	幸手市東4-6-8			方	電話番号	43-1111
	1月1日現在の住所	同上				業種又は職業	
提出年月日	ふりがな	さつて たろう			生年月日	明・大 53・1・20	
年 月 日	氏名	幸手 太郎			昭和	宛名番号	
6	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3	幸手 太郎		続柄	本人	

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

控除	社会保険の種類	支払った保険料	1 収入金額等	2 所得金額	4 所得から差し引かれる金額			
社会保険料控除	国民健康保険	A 260,000	1 収入金額等	2 所得金額	4 所得から差し引かれる金額			
	後期高齢者医療保険	B						
	介護保険	C						
	国民年金・厚生年金	D						
	その他の健康保険等	E						
	(A + C + D + E)	260,000				給与	3,160,000	社会保険料控除
生命保険料控除	生命保険料の計	72,000				公的年金等	3,160,000	260,000
	新個人年金保険料の計	110,000				業 務	70,000	70,000
	介護医療保険料の計	100,000				その他	25,000	25,000
地震保険料控除	地震保険料の計	30,000				合計(7+8+9)	330,000	330,000
	旧長期損害保険料の計	15,000				総合譲渡・一時	1,230,000	1,230,000
障害者控除	障害者の程度	障害の程度				総合計	2,345,000	2,345,000
	身体・精神療育・戦傷	身体・精神療育・戦傷	社会保険料控除	50,000	50,000			
扶養控除	配偶者控除・配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額	小規模企業共済等掛金控除	123	123			
	同一生計配偶者	0	生命保険料控除					
	1 幸手 花子	52・11・1	地震保険料控除					
	2 幸手 太郎		寡婦・ひとり親控除					
医療費控除	1 幸手 一郎	13・7・11	基礎控除	430,000	430,000			
	2 幸手 太一	29・11・11	⑬から⑳までの計	2,345,000	2,345,000			
	3 幸手 愛子	24・6・26	雑損控除					
	4 幸手 二郎	21・12・2	医療費控除	50,000	50,000			
16歳未満の扶養対象者	1 幸手 二郎	21・12・2	合計(25+26+27)	2,395,000	2,395,000			
	2							
	3							
	4							

「医療費控除⑳」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）を選択する場合は、区分の□に1と記入ください。

支払った金額をご記入ください。

医療費控除の申告には、『医療費控除の明細書』の添付が必要です。領収書はご自宅で5年間保管してください。

裏面にも記載する欄がありますから注意してください。

申告書（裏面）前年中収入がなかった人

16 前年中収入がなかった人の記入欄（令和5年中に収入がなかった人は、下記にご記入ください。）

- 下記の人から扶養・仕送りを受けていた。
 

住民票住所 幸手市〇-〇-〇

氏名 〇〇 〇〇 続柄 夫

〇上記の人が単身赴任又は海外出張等の場合には下欄にも記入してください。

勤務先名 \_\_\_\_\_

赴任先住所 \_\_\_\_\_

赴任期間 \_\_\_\_\_年 月 日から \_\_\_\_\_年 月 日まで(予定)
- あなたが学生の場合
 

大学 \_\_\_\_\_ 学部 \_\_\_\_\_ (令和6.1.1現在)

学校 \_\_\_\_\_ 学科 \_\_\_\_\_ 年生 \_\_\_\_\_
- 生活状況等の理由（該当する場合は□に✓してください。）
 

雇用保険（失業保険）・労災保険等の給付を受けていた。

病気療養中（通院・入院）

生活保護法による生活扶助を受けていた。

\_\_\_\_\_年 月 日から \_\_\_\_\_年 月 日まで

遺族年金・障害年金・福祉年金等を受けていた。
- その他 \_\_\_\_\_

# 『市民税・県民税申告書』記入の注意点

## 申告は自分の収入のみ記入を！

申告は世帯で合わせてするものではなく、個人ごとにするものです。世帯員の収入を含めて申告しないように注意してください。

## 次に該当する人は「所得金額調整控除」を忘れずに！

(1) 給与収入金額 850 万円超で、以下のいずれかに該当する場合

- a. 本人が特別障害、 b. 年齢 23 歳未満の扶養親族がいる、
- c. 特別障害である同一生計配偶者または扶養親族がいる

{給与収入金額(上限 1,000 万円) - 850 万円} × 10% の金額を、給与所得から控除します。

(2) 給与所得と公的年金等の雑所得の両方があり、その合計額が 10 万円を超える場合 (上記(1)がある場合はその控除後)

{給与所得(上限 10 万円) + 公的年金所得(上限 10 万円)} - 10 万円 の金額を、給与所得から控除します。

(1)に該当する人は、申告書裏面の「15 所得金額調整控除に関する事項」に記入をお願いします。

## 医療費控除の申告には、必ず『医療費控除の明細書』の作成・添付を！

医療費控除の申告では、領収書の添付のみでは受付できません。(領収書はご自宅で5年間保管してください)

必ず『医療費控除の明細書』や『医療費通知』、または次の内容を記載した任意の用紙を添付してください。

① 医療を受けた人 ② 医療機関名 ③ 内容 ④ 1 年間に実際に支払った金額 ⑤ 保険金などで補てんされた金額

【例】 幸手太郎 ▲▲病院 診察 支払額 62,000 円、補てん額 10,000 円  
〃 ○○薬局 薬代 支払額 28,000 円  
幸手花子 ▲▲病院 診察 支払額 36,000 円  
合計 126,000 円、補てん額 10,000 円

人ごと、病院ごとに、1年間の支払金額等を合計してください。

## 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料等の社会保険料は、令和5年度の決定通知書の金額ではなく、その年中に支払った金額を記入してください。

社会保険料控除はその年中(1月1日~12月31日)に支払った金額が控除の対象になります。国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の実際にご自身で支払った金額(年金天引き分は除く)は、1月下旬に市から郵送されたハガキ「所得申告参考資料」を参考にしてください。各課から郵送された令和5年度の決定通知書の金額を記入しないように注意してください。※年金天引き分は「公的年金等の源泉徴収票」を確認してください。

## 親族の年金から天引きされている社会保険料は、申告に含めることができません！

あなたの生計を一にする配偶者やその他の親族が受け取る年金から天引きされている国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料は、あなたの社会保険料控除として申告できませんので、記入しないように注意してください。

## 扶養控除(年少扶養を含む)の申告の際は重複扶養にならないようにしてください。

扶養控除(年少扶養を含む)は、他の親族と重複して申告することができませんので、重複にならないように誰が扶養の申告をするのかを相談してから申告してください。

【特に気を付けていただきたい重複扶養】

- ・ 共働きの夫婦が共に同一の子を扶養控除として申告することはできません。
- ・ 離婚をしている場合でも、父と母の両方で同一の子を扶養控除として申告することはできません。
- ・ 年金収入のみの父が母を配偶者控除として申告している場合、会社勤めの子が母を扶養控除として申告することはできません。

※年末調整等で含めている場合(源泉徴収票等で確認してください)はどちらかが外す申告を必ずしてください。

(「〇〇を扶養から外す」と、申告書の裏面下部『※税務課記入欄』へ記入してください。)

## 申告の際には、申告者の「マイナンバーの記載」 + 「本人確認書類の提示 又は 写しの添付」が必要です。

本人確認書類とは、番号確認書類(マイナンバーを確認できる書類) + 身元確認書類(運転免許証など)です。

※控除対象配偶者、扶養親族、事業専従者などのマイナンバーの記載も必要です(本人確認書類は不要)。










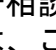
※郵送の際は写しを添付してください。(公的医療保険の被保険者証の写しを添付する場合、「保険者番号及び被保険者等記号・番号」が見えないよう、塗りつぶしてください。)


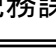
# 申告期間 令和6年2月16日(金)～3月15日(金)

- ◆ 申告受付会場は「ウェルス幸手」です。
- ◆ 会場では、来場者の人数により入場制限を行う場合があります。
- ◆ 申告会場混雑緩和のため、郵送提出にご協力ください。

## 令和6年度申告受付日時・会場

◆医療費控除の明細書や収支内訳書等の添付書類は事前に作成をお願いします◆

会場	月日	受付時間	対象地区		
ウェルス 幸手 (幸手市保健 福祉センター) 2階 研修室	2/16(金) 	【午前の部】 8:30～11:00 ※整理券は 8:15から 発券します。	西関宿、花島、中島、槇野地、神扇、 平野、中野、下宇和田、木立、上宇和田、 長間、細野	税理士会による 無料申告相談 (所得税のみ)  〔営業、農業、そ の他事業で白色 申告の人 ※ただし、譲渡 所得を除く〕	
	2/19(月) 		上吉羽、神明内、 内国府間、外国府間、権現堂		
	2/20(火) 		惣新田、下吉羽、栄1～3番		
	2/21(水) 		栄4～7番、吉野、吉野1丁目		
	2/22(木) 		緑台1・2丁目		
	2/25(日) 		会社勤め等で平日に申告できない人		
	2/26(月) 		天神島、天神島1丁目、戸島、戸島1・ 2丁目、平須賀、平須賀1・2丁目		税理士会による 無料申告相談 (所得税のみ)  〔営業、農業、そ の他事業で白色 申告の人 ※ただし、譲渡 所得を除く〕
	2/27(火) 		東1・2丁目		
	2/28(水) 		東3～5丁目		
	2/29(木) 		中1～3丁目		
	3/1(金) 	中4丁目、北2・3丁目			
	3/4(月) 	中5丁目、大字幸手 5000番台			
	3/5(火) 	北1丁目、大字幸手 1～3300番台			
	3/6(水) 	千塚、円藤内、松石、高須賀			
	3/7(木) 	南3丁目、上高野、上高野1丁目			
	3/8(金) 	南1・2丁目			
	3/11(月) 	西1・2丁目、 大字幸手 3400～4000番台			
	3/12(火) 	中川崎、下川崎、香日向1～4丁目			
	3/13(水) 				
	3/14(木) 				
3/15(金) 	上記日程に申告できない人				

- ◆ 税理士会による無料申告相談(所得税のみ)を行っておりますので、営業、農業、その他事業で確定申告をする人は、ご利用ください(2/25、3/13～3/15を除く)。
- ◆ 日付の右側のマークは、例年の会場の混雑状況を表しています。対象地区以外に来場する際の参考にしてください。(  は非常に混雑、  は混雑 )。
- ◆ 申告期間中は、市役所税務課の窓口では申告できません。

確定申告・消費税・相続税・贈与税についてのお問い合わせは税務署へ  
春日部税務署 住所 〒344-8686 春日部市大沼2丁目12番地1  
電話 048-733-2111 (※自動音声応答による案内です)

国税庁のホームページで、所得税の確定申告書の作成ができます。  
国税庁のホームページまたは <https://www.nta.go.jp/> で検索してください。

# ～ 申告会場へお越しになる際のお願い・注意点 ～

○会場には、以下の書類をお持ちください。

(不足する場合は申告を受付できない場合があります)

- ・「令和6年度 市民税・県民税申告の手引き」**㊦**記載の★【必要書類】
- ・マイナンバーカード

※マイナンバーカードをお持ちでない方は下記①及び②

〔①番号確認書類（通知カード、マイナンバーが記載された住民票の写し等）

②身元確認書類（運転免許証、公的医療保険の被保険者証等）

- ・扶養控除を受ける場合、扶養親族のマイナンバーが確認できるもの
- ・所得税の還付申告の場合、本人名義の銀行口座がわかる書類（通帳、キャッシュカード等）
- ・税務署からの「確定申告のお知らせ」ハガキ（通知が届いた人のみ）

○添付書類は、可能な限り事前に作成してください。

【作成が必要な添付書類の例】

- ・医療費控除の明細書（医療費控除の適用を受ける人）  
➔医療を受けた人ごと、病院ごとに、医療費の合計額を記入してください。
- ・収支内訳書（一般、農業、不動産）  
➔収入と必要経費の内容を計算し、所得金額を記入してください。
- ・給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書（住宅ローン控除の適用を受ける人）

○以下の場合には幸手市の申告会場では受付できません。

(春日部税務署で確定申告をしてください)

- ・青色申告・損失申告・準確定申告・過年度申告をする人
- ・源泉徴収票のない人で、確定申告をする人
- ・土地・建物・株・ゴルフ会員権等の譲渡所得の申告をする人
- ・投資信託等に伴う所得の申告をする人
- ・申告分離課税を選択する配当所得の申告をする人
- ・雑損控除の申告をする人
- ・初めて住宅借入金等特別控除の申告をする人
- ・外国税額控除の申告をする人
- ・住宅耐震改修特別控除・住宅特定改修特別税額控除・認定住宅新築等特別税額控除等の申告をする人
- ・令和6年1月2日以降に幸手市へ転入した人

## 保険年金課からのお知らせ (Tel43-1111 内線 143)

**国民健康保険加入世帯は、所得の申告が必要です**

国民健康保険では所得に応じて、国民健康保険税の所得割の算定や均等割の軽減の判定、高額療養費の自己負担限度額の判定などを行います。

### ●申告が必要な方

幸手市の国民健康保険に加入している世帯の世帯主および16歳以上の被保険者

※世帯主等に扶養されている人や収入がなくて市民税・県民税の申告の必要がない人なども、**「市民税・県民税申告」をしてください。**

### ●申告をしないと、以下のような不利益が生じる場合があります

【国民健康保険税の軽減措置が正しく計算されない場合があります】

世帯主（国保に加入していない世帯主を含む）と国保被保険者のうち申告をしていない方がいると、軽減判定ができず、国民健康保険税が正しく計算されない場合があります。収入がない世帯も、申告がありませんと軽減措置は適用されません。

【高額療養費の自己負担限度額や入院時の食事自己負担額が正しく計算されない場合があります】